

令和元年 9 月 9 日

電波法施行規則の一部を改正する省令案
(令和元年 9 月 9 日 諮問第 2 1 号)

[基準無線局数の見直し及び 5 G 基地局に係る一部周波数の包括免許対象化]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、木原官)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

【基準無線局数の見直し】

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室

(隅田課長補佐、近森主査)

電話：03-5253-5909

【5 G 基地局に係る一部周波数の包括免許対象化】

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(大野課長補佐、下地係長)

電話：03-5253-5893

電波法施行規則の一部を改正する省令案

(基準無線局数の見直し及び 5 G 基地局に係る一部周波数の包括免許対象化)

1 諮問の概要

電波法（昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という。）において、広域専用電波を使用する第一号包括免許人は、原則として、同等の機能を有する特定無線局の区分として総務省令で定める区分ごとに、開設している特定無線局の数に応じた金額を電波利用料として納めることとされている一方、当該金額が、基準無線局数（電波の有効利用の程度を勘案して総務省令で定める 1 MHz 当たりの特定無線局の数）に、使用する広域専用電波の周波数の幅等に乗じて算出される上限額を超える場合は、当該上限額を納めることとされている（法第 103 条の 2 第 7 項）。

具体的な基準無線局数の設定値としては、制度導入当時（平成 26 年）、携帯電話端末が既に十分高密度に周波数を利用していると考えられたことから、その電波の有効利用の程度を勘案し、同年 10 月時点における携帯電話端末の無線局の開設局数の見込み（約 1 億 5,200 万局）を、これら事業者の開設する携帯電話端末の無線局の免許で指定されている広域専用電波の周波数幅の総和（約 190MHz）で除した数（約 80 万局/MHz）とした。

今般、「電波法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 6 号。以下「改正法」という。）により、広域専用電波について、専用帯域に加え共用帯域も指定可能とされるとともに（これに伴い「広域使用電波」へ改称）、指定範囲の上限が 3 GHz から 6 GHz に引き上げられることとなった。また、本年 4 月には、第 5 世代携帯電話（5 G）に係る周波数割当てが行われた。これらによって、携帯電話端末の無線局の免許で指定されている広域使用電波の周波数の幅が大幅に増加することを踏まえ、本省令案は、改正法の施行に伴い、基準無線局数の見直しを行うものである。併せて、5 G の基地局のうち一部の周波数を使用するものを包括免許の対象とする。

2 変更概要

改正法のうち料額算定に係る改正部分は本年 10 月 1 日施行予定であることから、本年 10 月時点における携帯電話端末の無線局の開設局数の見込み（約 1 億 7,700 万局）を、これら事業者の開設する携帯電話端末の無線局の免許で指定されている広域専用電波の周波数幅の総和（約 405MHz）で除した数（約 40 万局/MHz）とする。また、5 G の基地局のうち、4.5GHz から 4.6GHz までの周波数を使用するものを包括免許の対象とする。

3 施行期日

令和元年 10 月 1 日（改正法のうち料額算定に係る改正部分と同日の施行を予定）

なお、実際の改正に当たっては、他の省令とともに改正を行う予定。

- **電波利用料**は、不法電波の監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の処理に要する費用を、その受益者である無線局の免許人等に公平に分担していただく（いわゆる**電波利用の共益費用**として負担を求める）もの。
- 電波利用料制度は法律により**少なくとも3年ごとに見直すこととされており**、その期間に必要な電波利用共益事務にかかる費用を同期間中に見込まれる無線局で負担するものとして、見直しごとに電波利用共益事務の内容及び料額を検討し決定。
- 電波利用共益事務の内容（電波利用料の**使途**）は電波法第103条の2第4項に具体的に**限定列挙**。

主な使途

- ・電波監視の実施
 - ・総合無線局監理システムの構築・運用
 - ・電波資源拡大のための研究開発等
 - ・電波の安全性調査
 - ・携帯電話等エリア整備事業
 - ・電波遮へい対策事業
 - ・5G等の無線システムを支える光ファイバ網整備
- 等

電波の適正な利用の確保
(電波利用共益事務)

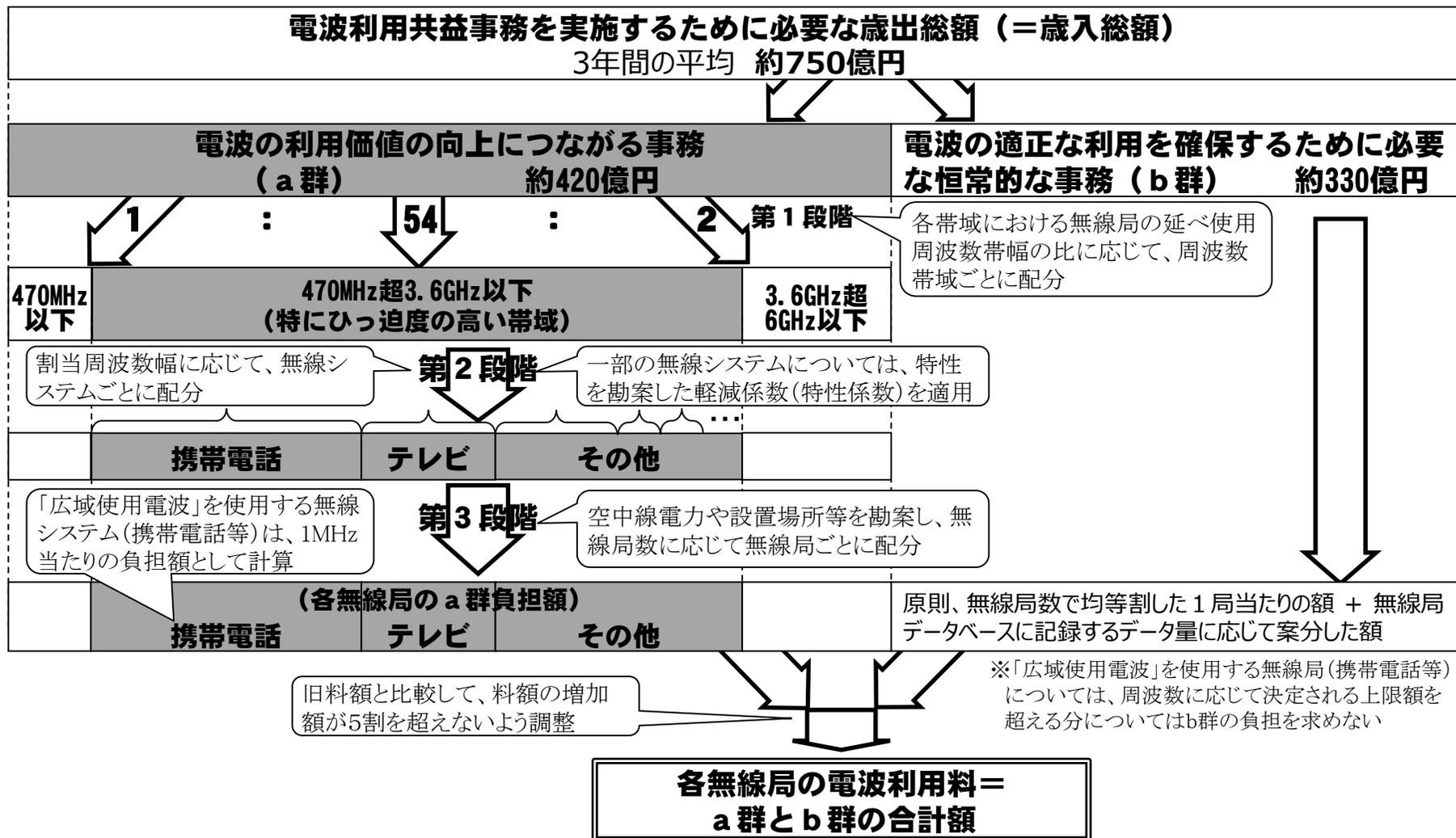


電波利用料の支払
(免許人による費用負担)

主な無線局免許人

- ・携帯電話等事業者
 - ・放送事業者
 - ・衛星通信事業者
 - ・アマチュア無線
- 等

電波利用料の料額(令和元年改定)の算定方法



広域使用電波(旧・広域専用電波)の指定範囲の拡大

- 広域専用電波の指定可能な周波数の上限を現行の「3GHz以下」から「6GHz以下」に改める。
- **二以上の無線システムが共用する周波数**であっても、そのうちの無線システムの免許人が広範囲の地域に相当数の無線局を開設するために使用するものは、広域専用電波として指定できるようにする(これに伴い、名称を「**広域使用電波**」と改める)。

改正電波法別表第8

広域使用電波の区分				金額	補足
別表第6の1の項又は2の項に掲げる無線局に係る広域使用電波	電気通信業務を行うことを目的とする無線局に係るもの	3,600MHz以下の周波数のもの	2,025MHzを超え2,110MHz以下又は2,200MHzを超え2,290MHz以下の周波数のもの	1億2,616万6,200円	ルーラル加入者無線
			2,545MHzを超え2,655MHz以下の周波数のもの	1億2,616万6,200円	BWA
			その他のもの	3,263万9,700円	携帯電話
			3,600MHzを超える周波数のもの	147万7,200円	携帯電話(3.6GHz超)
	その他のもの			1億2,616万6,200円	MCA
別表第6の4の項又は5の項に掲げる無線局に係る広域使用電波				323万2,200円	衛星携帯電話
別表第6の6の項に掲げる無線局に係る広域使用電波				534万8,700円	移動受信用地上基幹放送
備考 広域使用電波のうち、広域開設無線局及び広域開設無線局以外の無線局のいずれにも使用させるものとして総務大臣が指定するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、同欄に掲げる金額の1/2に相当する金額とする。					共用帯域の料額は1/2

携帯電話端末等に係る基準無線局数の概要

- 平成26年の電波法改正において、スマートメーター、M2M等の普及を促進する観点から、広範囲の地域において周波数帯を稠密に利用する携帯電話端末等(スマートメーター、M2M等を含む)の電波利用料に上限額を設定し、周波数を稠密に利用する場合、今後急速な増加が見込まれるM2M等の無線局に対して電波利用料の追加負担を求めないこととした。

制度の仕組み

電波法施行規則で、電波の有効利用の程度を勘案して「1MHz当たりの無線局数(現行は80万局/MHz)」を設定。各事業者の上限額は、

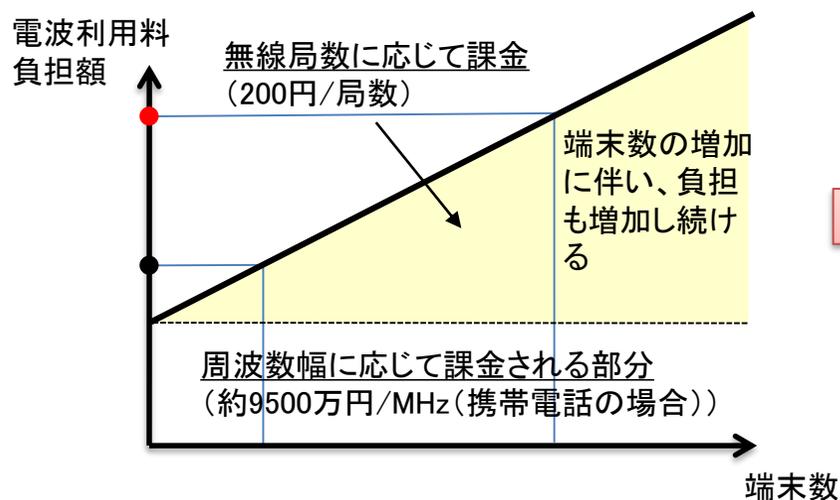
「1MHz当たりの無線局数」×「当該無線局が使用する広域専用電波の周波数幅※の総和」×140円(料額改定後は170円)により算出し、これを超える分の追加負担は求めないこととしている。

※周波数を使用する区域が限定されている場合は、区域に応じた係数を乗じた値。

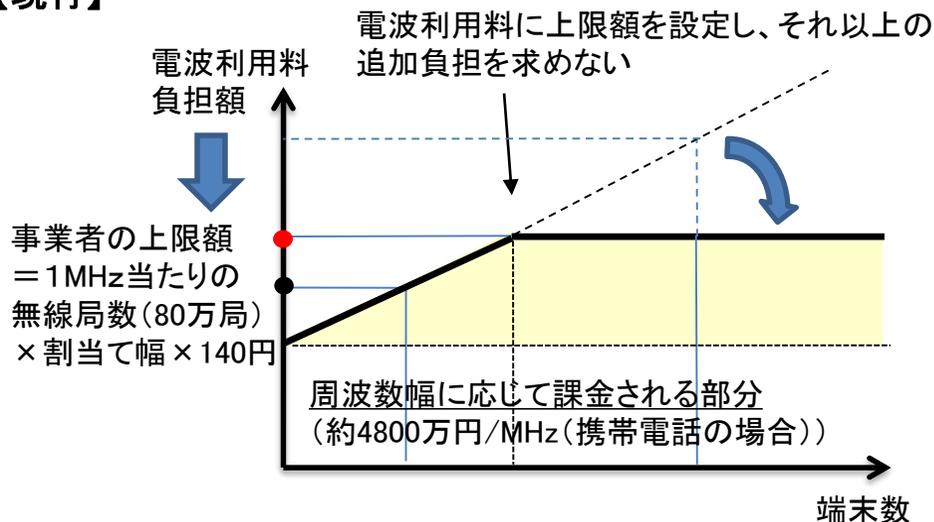
(参考) 現在スマートメーター、M2Mシステム等に適用される電波利用料額

- 1) 免許不要の無線システムを利用する場合(例:PHS(基地局は免許要)、小電力無線中継システム)
電波利用料の課金なし
- 2) 免許を要するシステムを使用する場合(例:携帯電話、BWA)
周波数幅に応じた課金の外、無線局数に応じた電波利用料(140円/局)の課金

【H26年改正前】



【現行】



携帯電話端末等に係る基準無線局数の概要

(1) 無線局単位で徴収される電波利用料

- ・携帯電話端末 **170円**(現行140円)／局
- ・基地局 **200円**(現行200円)／局

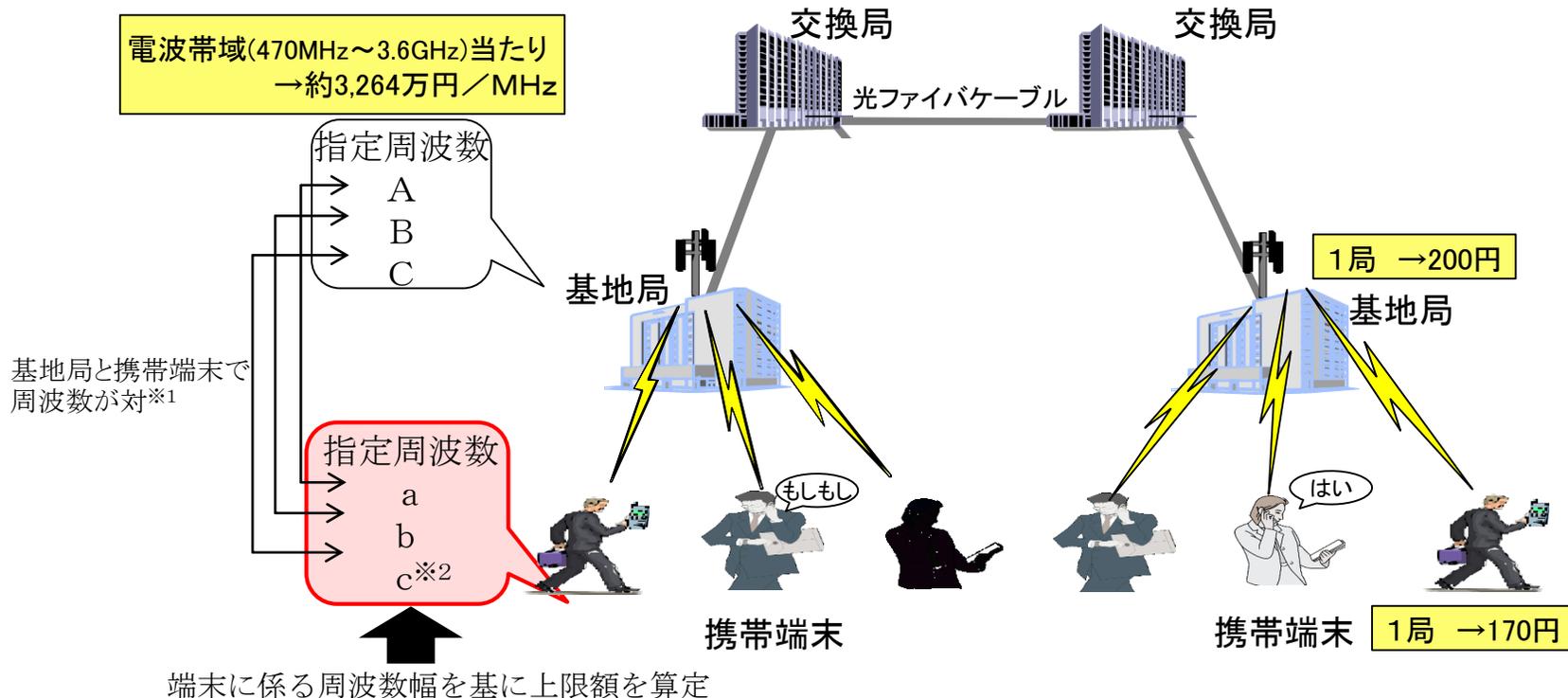
↳ 上限額※を設ける
 ※基準無線局数に、使用する周波数幅に使用する区域に応じて電波法別表第7に掲げる係数を乗じた値の総和及び170円を乗じた金額

(2) 電波帯域により徴収される電波利用料

- ・電波帯域(470MHz~3.6GHz)1MHz当たり **約3,264万円※**
(現行約4,763万円)
- ・電波帯域(3.6~6GHz)1MHz当たり **約148万円※**
(新設)

※専用帯域の料額。共用帯域の料額は上記の半額。

〔周波数を使用する区域が限定されている場合は、区域に応じて電波法別表第7に掲げる係数を乗じた値に上記金額を乗じる。〕



※1 基地局と携帯端末が同一の周波数を使用する場合もあり、この場合は、周波数の幅を2分の1とみなして上限額を適用する。

※2 他の無線システムと共用する周波数である場合は、当該周波数に係る部分の周波数幅を2分の1とみなして上限額を適用する。

令和元年7月19日(金)から同年8月22日(木)までの間、省令改正案に対する意見を募集したところ、諮問事項(電波法施行規則第51条の10の2の7)について、計3者から意見の提出があった。概要は、以下のとおり。

■提出意見数:3件(すべて法人)

意見趣旨	総務省の考え方	案の修正の有無
<ul style="list-style-type: none">・ 省令案に賛同。・ 無線通信システムの急速な普及・発展に伴い、電波利用料の使途や料額算定方法等について、適宜の見直しを希望。 <p>【KDDI株式会社】</p>	賛同の御意見として承ります。 後段の御意見については、今後の検討の参考といたします。	無
<ul style="list-style-type: none">・ 省令案に賛同。・ 次期の電波利用料の制度改正に向けては、帯域幅に比例して納付上限額も上昇していく方式に代わる新たな徴収方法等についても検討を深めていくことが必要。 <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	賛同の御意見として承ります。 後段の御意見については、今後の検討の参考といたします。	無
<ul style="list-style-type: none">・ 次回改定時には、今回改定後の無線局の開設状況などを踏まえ、1無線局当たりの電波利用料の引き下げを含む上限額の見直しについての検討を要望。・ 主なIoT用無線局の1無線局当たりの電波利用料については、携帯電話用途とは異なる金額設定が必要。 <p>【楽天モバイル株式会社】</p>	今後の検討の参考といたします。	無

平成31年4月10日に開設計画の認定が行われた第5世代移动通信システム（5G）のうち、4500MHzから4600MHzまでの周波数を用いる基地局を包括免許の対象に加えるために、電波法施行規則第15条の3の特定無線局の無線設備の規格に「無線設備規則第49条の6の12第1項に規定する技術基準のうち、基地局に係るもの」を追加する改正を行う。
※特定無線局の対象となる周波数を規定する告示に4.5GHz帯を追加する改正については、本年10月1日の施行に向けて別途改正手続中。

注1 5Gの陸上移動局については平成31年1月24日の改正により包括免許の対象化済み。

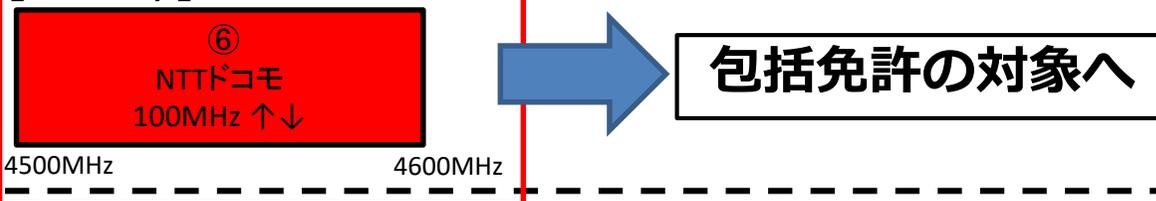
注2 3.7GHz帯及び28GHz帯については衛星システムと周波数を共用しており、基地局の開設にあたっては他システムと干渉が起きないことを確認する必要があることから、包括免許の対象外。

（参考 5Gの割当て周波数）

【3.7GHz帯】



【4.5GHz帯】



【28GHz帯】



1 制度の概要

携帯電話等の無線局のうち、適合表示無線設備のみを使用するものは、個別の無線局毎に免許を受けることなく、目的、通信の相手方、電波の型式及び周波数並びに無線設備の規格を同じくするものである限りにおいて、複数の無線局を包括して対象とする1つの免許を受けることができる制度（電波法第27条の2）

2 制度のメリット

無線局の開設に際しては事前の審査が必要となる場所、包括免許においては
○端末については、免許時に最大運用数を指定（利用料徴収の観点から、月末に開設数を届出）
○基地局については、無線局開設等の日から15日以内の届出
をすることで足りるなど、より円滑に無線局を開設することが可能となる。

3 適用の考え方

携帯電話端末

⇒基地局によって発射可能な周波数を制御されており、他の無線システムとの混信が起きる恐れはないことから、全ての周波数について包括免許の対象とすることが可能。

基地局（屋外基地局）

⇒同一周波数を使用する他の無線システムと干渉が生じる恐れがあることから、携帯電話が占有している周波数を包括免許の対象とすることが可能。

基地局（屋内基地局/フェムトセル基地局）

⇒出力が小さく、設置場所が屋内に限定されることにより、他の無線システムとの混信が起きる可能性は低いことから、全ての周波数について包括免許の対象とすることが可能。

個別免許制度



個々の無線局を開設しようとする際に審査が必要

包括免許制度



個々の無線局を開設した後に届出が必要

■電波法(昭和25年法律第131号)(抄) (※)「電波法の一部を改正する法律」(令和元年法律第6号)による改正後。

(必要的諮問事項)

第九十九条の十一 **総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。**

一 第四条第一号、第二号及び第三号(免許等を要しない無線局)、第四条の二第一項、第二項(用途、周波数その他の条件を勘案した無線局の定めに係るものに限る。)及び第三項(適合表示無線設備とみなす条件)、第四条の三(呼出符号又は呼出名称の指定)、第六条第八項(無線局の免許申請期間)、第七条第一項第四号(基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準)、同条第二項第六号ハ(基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準)、同項第七号(基幹放送局の開設の根本的基準)、第八条第一項第三号(識別信号)、第九条第一項ただし書(許可を要しない工事設計変更)、同条第五項及び第十七条第二項(基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更)、第十三条第一項(無線局の免許の有効期間)、第十五条(簡易な免許手続)、第二十四条の二第四項第二号(検査等事業者の登録)、第二十六条の二第一項(電波の利用状況の調査等)、**第二十七条の二(特定無線局)**、第二十七条の四第三号(特定無線局の開設の根本的基準)、第二十七条の五第三項(包括免許の有効期間)、第二十七条の六第三項(特定無線局の開設等の届出)、第二十七条の十三第七項(開設計画の認定の有効期間)、第二十七条の十八第一項(登録)、第二十七条の二十一(登録の有効期間)、第二十七条の二十三第一項(変更登録を要しない軽微な変更)、第二十七条の三十第一項(包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更)、第二十七条の三十一(無線局の開設の届出)、第二十七条の三十五第一項(電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁)、第二十八条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(電波の質)、第二十九条(受信設備の条件)、第三十条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(安全施設)、第三十一条(周波数測定装置の備付け)、第三十二条(計器及び予備品の備付け)、第三十三条(義務船舶局の無線設備の機器)、第三十五条(義務船舶局等の無線設備の条件)、第三十六条(義務航空機局の条件)、第三十七条(無線設備の機器の検定)、第三十八条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(技術基準)、第三十八条の二の二第一項(特定無線設備)、第三十八条の三第一項第二号(登録の基準)、第三十八条の三十三第一項(特別特定無線設備)、第三十九条第一項、第二項、第三項、第五項及び第七項(無線設備の操作)、第三十九条の十三ただし書(アマチュア無線局の無線設備の操作)、第四十一条第二項第二号、第三号及び第四号(無線従事者の養成課程に関する認定の基準等)、第四十七条(試験事務の実施)、第四十八条の三第一号(船舶局無線従事者証明の失効)、第四十九条(国家試験の細目等)、第五十条(遭難通信責任者の配置等)、第五十二条第一号、第二号、第三号及び第六号(目的外使用)、第五十五条(運用許容時間外運用)、第六十一条(通信方法等)、第六十五条(聴守義務)、第六十六条第一項(遭難通信)、第六十七条第二項(緊急通信)、第七十条の四(聴守義務)、第七十条の五(航空機局の通信連絡)、第七十条の五の二第二項第一号及び第三項ただし書(無線設備等保守規程の認定等)、第七十条の八第一項(免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局)、第七十一条の三第四項(第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。)(給付金の支給基準)、第七十三条第一項(検査)、同条第三項(人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。)(国の定期検査を必要とする無線局)、第七十八条(第四条の二第五項において準用する場合を含む。)(電波の発射を防止するための措置)、第百条第一項第二号(高周波利用設備)、第百二条の十三第一項(特定の周波数を使用する無線設備の指定)、第百二条の十四第一項(指定無線設備の販売における告知等)、第百二条の十四の二(情報通信の技術を利用する方法)、第百二条の十八第一項(測定器等)、同条第九項(較正の業務の実施)並びに**第百三条の二第七項ただし書**及び第十一項(電波利用料の徴収等) **の規定による総務省令の制定又は改廃**

二～五 (略)

2 (略)

■電波法(昭和25年法律第131号)(抄) (※)「電波法の一部を改正する法律」(令和元年法律第6号)による改正後。

(電波利用料の徴収等)

第103条の2 (略)

2~6 (略)

7 広域使用電波を使用する第一号包括免許人(広域開設無線局の免許人であるものに限る。次項において同じ。)は、第一項及び前二項の規定にかかわらず、電波利用料として、同等の機能を有する特定無線局(第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものであつて、広域使用電波を使用する広域開設無線局であるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)の区分として総務省令で定める区分(以下この項及び次項において「同等特定無線局区分」という。)ごとに、当該第一号包括免許人が受けている包括免許に基づき毎年十月末日現在において開設している特定無線局の数(次項において「開設特定無線局数」という。)をその年の十一月十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、その年の十月一日から始まる一年の期間(その年の十月一日からその包括免許の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない特定無線局にあつては、その期間)について、一局につき百七十円(その年の十月一日からその包括免許の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない特定無線局にあつては、百七十円に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額)を国に納めなければならない。ただし、この項本文の規定により各同等特定無線局区分について算出された額が当該同等特定無線局区分に係る上限額(百七十円に、同等特定無線局区分周波数幅(当該同等特定無線局区分に係る当該開設している特定無線局が使用する広域使用電波の周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該広域使用電波に係る別表第七の上欄に掲げる区域に応じ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数値をいう。)及び**基準無線局数**(電波の有効利用の程度を勘案して総務省令で定める一メガヘルツ当たりの特定無線局の数をいう。)を乗じて得た額をいう。以下この項及び次項において同じ。)を超えるときは、当該第一号包括免許人がこの項の規定により当該同等特定無線局区分について国に納めなければならない電波利用料の額は、当該同等特定無線局区分に係る上限額とする。

8~45 (略)

■電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)(抄) (※)今回諮問中の改正案。

(基準無線局数)

第51条の10の2の7 法第百三条の二第七項ただし書の総務省令で定める一MHz当たりの特定無線局の数は、四十万局とする。

■電波法(昭和25年法律第131号)(抄) (※)「電波法の一部を改正する法律」(令和元年法律第6号)による改正後。

(特定無線局の免許の特例)

第27条の2 次の各号のいずれかに掲げる無線局であつて、適合表示無線設備のみを使用するもの(以下「**特定無線局**」という。)を二以上開設しようとする者は、その特定無線局が**目的、通信の相手方、電波の型式及び周波数並びに無線設備の規格(総務省令で定めるものに限る。)**を同じくするものである限りにおいて、次条から第二十七条の十一までに規定するところにより、**これらの特定無線局を包括して対象とする免許を申請することができる。**

- 一 移動する無線局であつて、通信の相手方である無線局からの電波を受けることによつて自動的に選択される周波数の電波のみを放射するもののうち、総務省令で定める無線局
- 二 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、移動する無線局を通信の相手方とするもののうち、無線設備の設置場所、空中線電力等を勘案して総務省令で定める無線局

■電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)(抄) (※)今回諮問中の改正案。

(特定無線局の対象とする無線局)

第十五条の二 法第二十七条の二第一号の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一～九 (略)

2 法第二十七条の二第二号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

- 一 広範囲の地域において同一の者により開設される無線局に専ら使用させることを目的として総務大臣が別に告示する周波数の電波のみを使用する基地局(次号に掲げるものを除く。)
- 二 屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置する基地局
- 三 (略)

(特定無線局の無線設備の規格)

第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一～九 (略)

十 前条第二項第一号に規定する基地局

(1)～(3) (略)

(4) 設備規則第四十九条の六の十二第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの

(5)・(6) (略)

令和元年 9 月 9 日

BS 放送に係る衛星基幹放送の業務の認定について
(令和元年 9 月 9 日 諮問第 2 2 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、木原官)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課

(小川課長補佐、伊藤係長)

電話：03-5253-5799

BS 放送に係る衛星基幹放送の業務の認定

1 背景

総務省は、平成 30 年 11 月、(一社)衛星放送協会から BS 放送(右旋)に関し、同協会会員社より計 42 スロット分を自主返上する旨の報告を受けた。これにより新たに使用可能となった帯域について、平成 31 年 3 月 13 日から令和元年 5 月 13 日まで衛星基幹放送の業務の認定申請を受け付けたところ、以下のとおり申請があった。

○申請者数(番組数): 9 者(10 番組)

- ・HDTV 番組を希望する申請: 9 者(9 番組)
- ・SDTV 番組を希望する申請: 1 者(1 番組)

2 審査の結果

I 絶対審査

申請のあった 9 者(10 番組)の申請番組については、8 者(9 番組)が、

- ① 放送法(昭和 25 年法律第 132 号。以下「法」という。)第 93 条第 1 項
- ② 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成 27 年総務省令第 26 号)第 8 条
- ③ 基幹放送普及計画(昭和 63 年郵政省告示第 660 号)第 2
- ④ 放送法関係審査基準(平成 23 年総務省訓令第 30 号。以下「審査基準」という。)第 6 条及び別紙 2

の各規定(以下「絶対審査基準」という。)に適合するものと認められた。また、1 者(1 番組)が、法第 93 条第 1 項第 4 号に適合しないものと認められることから、当該 1 者(1 番組)の申請番組の認定を拒否することとした。

この結果、絶対審査基準に適合した申請番組に対し指定することのできる周波数が不足することとなったため、審査基準第 7 条及び別紙 3 の規定に基づく比較審査を行うこととなった。

Ⅱ 比較審査

絶対審査基準に適合した8者（9番組）の申請番組（HDTV番組8者（8番組）、SDTV番組1者（1番組））を対象に、以下のとおり比較審査を行うこととなった。なお、審査基準7条別紙3「1」により、HDTV番組を審査した後にSDTV番組を審査することとした。

1. HDTV番組

（1）第一次比較審査（審査基準別紙3「2」）

審査基準別紙3「2」の規定に基づく比較審査を行い、4つの審査項目のいずれにも適合していると認められる申請番組を優先することとした。審査の結果、7者（7番組）の申請番組については、4つの審査項目のいずれにも適合するものと認められ、1者（1番組）が、審査基準別紙3「2」（3）に適合しないものと認められることから、当該7者（7番組）の申請番組については、優先することとした。

（2）第二次比較審査（審査基準別紙3「3」及び「7」）

① 既存のSDTV番組のHD化（12スロットに限る）に係る審査（返上するスロット数が6以上）

審査基準別紙3「7」（1）の規定により、既存の放送番組の廃止により6スロット以上の周波数を返上して既存の放送番組のHD化を希望する1者（1番組）の申請番組を優先して、認定することとした。

② その他の申請に係る審査

上記①の審査により1者（1番組）の申請番組を認定しても、なお指定することのできる周波数があったため、審査基準別紙3「3」の規定により、上記①の認定後の残りの周波数を対象に、6者（6番組）の申請番組について、審査基準別紙3「3」の規定に基づく比較審査を行った（別紙3参照）。審査の結果、3者（3番組）の申請番組を認定することとした。

また、上記の審査を終えた段階で、指定することのできる周波数がなくなったことから、第一次比較審査又は第二次比較審査で劣後した4者（4番組）の申請番組の認定を拒否することとした。

2. SDTV番組

SDTV番組1者（1番組）の申請番組については、HDTV番組の認定がなされるため、取下げとなった。

上記のことについて、法第 177 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、諮問する。

なお、認定等に係る申請番組については、別紙 1 及び別紙 2 を参照。

3 今後の予定

番組の配列等について、基幹放送局提供事業者等と調整の上、調整が完了次第、10 月頃目途で認定。

(別紙1)

認定することが適当と認められた申請番組【HDTV4番組(4者)】

番組名等	申請者名
よしもとチャンネル(仮称) (HDTV)12スロット	株式会社カワイイアン・ティービー (代表取締役社長 奥井 剛平)
BS Japanet Next (HDTV)12スロット	株式会社ジャパネットメディアクリエーション (代表取締役社長 高田 春奈)
BS松竹東急(仮称) (HDTV)12スロット	BS松竹東急株式会社 (発起人 松竹ブロードキャスティング株式会社 代表取締役社長 井田 寛 発起人 東急株式会社 取締役社長 高橋 和夫)
ディズニー・チャンネル (HDTV)12スロット	ブロードキャスト・サテライト・ディズニー株式会社 (代表取締役社長 小林 信一)

(別紙2)

認定を拒否することが適当と認められた申請番組【HDTV5番組(5者)】

番組名等	申請者名
KNTV (HDTV) 12スロット	株式会社SMCブロードキャスティング (代表取締役 臼井 友海)
キノテレビジョンチャンネル (HDTV) 12スロット	株式会社キノテレビジョン (発起人 株式会社ギークピクチャーズ 代表取締役 小佐野 保 発起人 株式会社木下グループ 代表取締役 木下 直哉)
時代劇専門チャンネル (HDTV) 12スロット	日本映画放送株式会社 (代表取締役社長 杉田 成道)
4GTVチャンネル (HDTV) 12スロット	株式会社4GTVグループ (発起人 株式会社イヴォルバー 代表取締役 岩崎 泰晴 発起人 株式会社木下グループ 代表取締役 木下 直哉)
Diablo TV (HDTV) 12スロット	株式会社プラットイーズ衛星放送 (発起人代表 株式会社プラットイーズ 代表取締役 社長 瀧 一郎)

(参考) 取り下げられた申請【SDTV1番組(1者)】

番組名等	申請者名
BS松竹東急(仮称) (SDTV) 6スロット	BS松竹東急株式会社 (発起人 松竹ブロードキャスティング株式会社 代表取締役社長 井田 寛 発起人 東急株式会社 取締役社長 高橋 和夫)

審査の結果 第二次比較審査
(審査基準別紙3「3」の審査)
【HD申請番組】

申請番組名	審査項目	1 資金調達 of 適正性及び確実性	2 収支 of 適正性及び確実性
A番組		<ul style="list-style-type: none"> 資金調達の方法:増資 確実性を証明する書類:増資証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 事業収支に関し一定の合理性ある積算を実施している。 業務の維持確実性:営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。
B番組		<ul style="list-style-type: none"> 資金調達の方法:現金及び預金 確実性を証明する書類:最近の決算期における貸借対照表 	<ul style="list-style-type: none"> 事業収支に関し一定の合理性ある積算を実施している。 業務の維持確実性:営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後4年目。
C番組		<ul style="list-style-type: none"> 資金調達の方法:資本金及び増資 確実性を証明する書類:出資者の最近の決算期における貸借対照表、増資証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 事業収支に関し一定の合理性ある積算を実施している。 業務の維持確実性:営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後1年目。
D番組		<ul style="list-style-type: none"> 資金調達の方法:現金及び預金 確実性を証明する書類:最近の決算期における貸借対照表 	<ul style="list-style-type: none"> 事業収支に関し一定の合理性ある積算を実施している。 業務の維持確実性:営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後1年目。
E番組		<ul style="list-style-type: none"> 資金調達の方法:借入金 確実性を証明する書類:資金調達保証の確認書 	<ul style="list-style-type: none"> 事業収支に関し一定の合理性ある積算を実施している。 業務の維持確実性:営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後3年目。
F番組		<ul style="list-style-type: none"> 資金調達の方法:資本金 確実性を証明する書類:出資者の最近の決算期における貸借対照表 	<ul style="list-style-type: none"> 事業収支に関し一定の合理性ある積算を実施している。 業務の維持確実性:営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後4年目。
評価の考え方		<p>いずれの申請番組も、資金の調達方法を明記した上で、その確実性を示す証拠書類が添付されている。 この結果、申請番組間に差は無いと評価した。</p>	<p>いずれの申請番組も、事業収支に関し一定の合理性ある積算を実施している。 いずれの申請番組も、事業計画について「営業利益が事業開始後5年以内に黒字化達成」となっている。 この結果、申請番組間に差は無いと評価した。</p>

審査の結果 第二次比較審査
(審査基準別紙3「3」の審査)
【HD申請番組】

申請番組名	審査項目	3 事業者の多様性	4 放送番組の多様性
A番組		<ul style="list-style-type: none"> 申請者は、申請時点で衛星基幹放送事業者ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請番組は、総合放送を行うものである。
B番組		<ul style="list-style-type: none"> 申請者は、申請時点で衛星基幹放送事業者ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請番組は、専門放送を行うものである。 1週間当たりの放送時間全体における最も大きな割合を占める分野(娯楽・趣味)の割合は、45.8%。
C番組		<ul style="list-style-type: none"> 申請者は、申請時点で衛星基幹放送事業者ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請番組は、総合放送を行うものである。
D番組		<ul style="list-style-type: none"> 申請者は、申請時点で衛星基幹放送事業者である。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請番組は、専門放送を行うものである。 1週間当たりの放送時間全体における最も大きな割合を占める分野(ドラマ)の割合は、85.7%。
E番組		<ul style="list-style-type: none"> 申請者は、申請時点で衛星基幹放送事業者ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請番組は、専門放送を行うものである。 1週間当たりの放送時間全体における最も大きな割合を占める分野(ドラマ)の割合は、48.4%。
F番組		<ul style="list-style-type: none"> 申請者は、申請時点で衛星基幹放送事業者ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請番組は、総合放送を行うものである。
評価の考え方		<p>申請の際、衛星基幹放送事業者でない者による申請番組を優位と評価した。</p>	<p>総合放送を行うものであるか又は専門放送であって1週間当たりの総放送時間における最も大きな割合を占める分野の割合が3割未満の申請番組を最も優位と評価し、次いで当該割合が3割以上5割未満の申請番組を優位と評価した。</p>

審査の結果 第二次比較審査
(審査基準別紙3「3」の審査)
【HD申請番組】

申請番組名	審査項目	5 広告放送の割合	6 青少年の保護
A番組		・1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合は、3割を超えない。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しないことが事業計画書に明確に記載されている。
B番組		・1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合は、3割を超えない。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しないことが事業計画書に明確に記載されている。
C番組		・1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合は、3割を超えない。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しないことが事業計画書に明確に記載されている。
D番組		・1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合は、3割を超えない。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送する場合、青少年保護のために必要な措置として、「放送時間帯の配慮」、「番組本編開始前の事前表示」及び「番組宣伝枠等での表示」を講ずることとしている。
E番組		・1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合は、3割を超えない。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しないことが事業計画書に明確に記載されている。
F番組		・1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合は、3割を超えない。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送する場合、青少年保護のために必要な措置として、「放送時間帯の配慮」、「番組本編開始前の事前表示」及び「番組宣伝枠等での表示」を講ずることとしている。
評価の考え方		いずれの申請番組も、広告放送の割合が3割を超えておらず、申請番組間に差は無いと評価した。	いずれの申請番組も、青少年保護措置を必要とする番組を放送しないこと、又は放送する場合には青少年保護のために必要な措置(「放送時間帯の配慮」、「番組本編開始前の事前表示」及び「番組宣伝枠等での表示」)を講ずることとしており、申請番組間に差は無いと評価した。

**審査の結果 第二次比較審査
(審査基準別紙3「3」の審査)
【HD申請番組】**

申請番組名	審査項目	7 字幕番組等の充実	8 放送番組の高画質性
A番組		<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、100%である。 ・1週間当たりの解説付与可能な放送時間における解説放送の占める割合は、5.6%である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合は、100%である。
B番組		<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、75.8%である。 ・1週間当たりの解説付与可能な放送時間における解説放送の占める割合は、0%である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合は、100%である。
C番組		<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、100%である。 ・1週間当たりの解説付与可能な放送時間における解説放送の占める割合は、0%である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合は、100%である。
D番組		<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、100%である。 ・1週間当たりの解説付与可能な放送時間における解説放送の占める割合は、5.3%である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合は、100%である。
E番組		<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、98.9%である。 ・1週間当たりの解説付与可能な放送時間における解説放送の占める割合は、3.3%である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。以下同じ。)に係る放送時間の占める割合は、100%である。
F番組		<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、85.4%である。 ・1週間当たりの解説付与可能な放送時間における解説放送の占める割合は、3.4%である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合は、97.9%である。
評価の考え方		<p>1)1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合が75%以上の申請番組を最も優位と評価し、次いで50%以上75%未満の申請番組を優位と評価した。</p> <p>2)1週間当たりの解説付与可能な放送時間における解説放送の占める割合が5%以上の申請番組を最も優位と評価し、次いで3%以上5%未満の申請番組を優位と評価した。</p> <p>この結果、1)についてはいずれの申請番組も字幕の比率が75%を超えており申請番組間に差は無いことから、2)に基づいて解説番組比率が5%以上である2番組を最も優位と評価し、次いで3%以上5%未満の2番組を優位と評価した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の割合が75%以上の申請番組を最も優位と評価し、次いで50%以上75%未満の申請番組を優位と評価した。 <p>この結果、申請番組間に差は無いと評価した。</p>

**審査の結果 第二次比較審査
(審査基準別紙3「3」の審査)
【HD申請番組】**

申請番組名	審査項目	9 災害に関する放送の実施	10 放送番組の視聴需要
A番組		<ul style="list-style-type: none"> 緊急地震速報の発信を実施する。 気象警報等の各種警報の発信を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 視聴需要調査の結果、視聴需要が中位であった。
B番組		<ul style="list-style-type: none"> 緊急地震速報の発信を実施する。 気象警報等の各種警報の発信を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 視聴需要調査の結果、視聴需要が高位であった。
C番組		<ul style="list-style-type: none"> 緊急地震速報の発信を実施する。 気象警報等の各種警報の発信を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 視聴需要調査の結果、視聴需要が中位であった。
D番組		<ul style="list-style-type: none"> 緊急地震速報の発信を実施する。 気象警報等の各種警報の発信を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 視聴需要調査の結果、視聴需要が低位であった。
E番組		<ul style="list-style-type: none"> 緊急地震速報の発信を実施する。 気象警報等の各種警報の発信を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 視聴需要調査の結果、視聴需要が低位であった。
F番組		<ul style="list-style-type: none"> 緊急地震速報の発信を実施する。 気象警報等の各種警報の発信を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 視聴需要調査の結果、視聴需要が高位であった。
評価の考え方		<p>1)いずれの申請番組も、緊急地震速報の発信を実施することとしている。 2)いずれの申請番組も、各種警報の発信を実施することとしている。 3)Jアラート情報を発信する申請番組はなかった。 この結果、申請番組間に差は無いと評価した。</p>	<p>視聴需要調査の結果、最も視聴需要が高いと認められた2番組を最も優位と評価し、次いで視聴需要の高かった2番組を優位と評価した。</p> <p>※ 視聴需要調査の概要 ・調査方法:インターネットによるWEB調査(令和元年7月8日～同年7月16日実施)。申請者名及び番組名を伏せた上で各申請者提出の番組概要及び週間放送番組表を提示し、番組ごとの視聴需要をはかった。 ・調査対象者:日本全国の15歳以上の男女(サンプル数:4,689人) ※H30.1.1 住民基本台帳年齢階級別人口に合わせ年齢階層ごとに割付け</p>

審査の結果 第二次比較審査
(審査基準別紙 3「3」の審査)
【HD申請番組】

申請番組名	審査項目
A番組	11 周波数の有効利用 ・申請番組は、12スロットを使用するものである。
B番組	・申請番組は、12スロットを使用するものである。
C番組	・申請番組は、12スロットを使用するものである。
D番組	・申請番組は、12スロットを使用するものである。
E番組	・申請番組は、12スロットを使用するものである。
F番組	・申請番組は、12スロットを使用するものである。
評価の考え方	・いずれの申請番組も、内容に比して過大なスロット数を使用するものはない。 この結果、申請番組間に差は無いと評価した。

関係法令（抜粋）

○放送法（抄）

（昭和二十五年法律第百三十二号）

（認定）

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者（電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者を除く。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

- 一 当該業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。
- 二 当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 当該業務に用いられる電気通信設備（基幹放送局設備を除く。以下「基幹放送設備」という。）が第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。
- 四 当該業務を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。ただし、当該業務に係る放送の種類、放送対象地域その他の事項に照らして基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されることが妨げられないと認められる場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。

イ 基幹放送事業者

ロ イに掲げる者に対して支配関係を有する者

ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者

五 その認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

六 当該業務を行おうとする者が次のイからルまで（衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする場合にあつては、ホを除く。）のいずれにも該当しないこと。

イ 日本の国籍を有しない人

ロ 外国政府又はその代表者

ハ 外国の法人又は団体

ニ 法人又は団体であつて、イからハまでに掲げる者が特定役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

ホ 法人又は団体であつて、（1）に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により（2）に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占めるもの（ニに該当する場合を除く。）

（1） イからハまでに掲げる者

（2） （1）に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

へ この法律又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ト 第百三条第一項又は第百四条（第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

チ 第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

リ 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項（第四号を除く。）の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ヌ 電波法第二十七条の十五第一項又は第二項（第三号を除く。）の規定により移動受信用地上基幹放送をする無線局に係る同法第二十七条の十三第一項の開設計画の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ル 法人又は団体であつて、その役員がへからヌまでのいずれかに該当する者であるもの

2 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 基幹放送の種類

- 三 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法 の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称
 - 四 希望する放送対象地域
 - 五 基幹放送に関し希望する周波数
 - 六 業務開始の予定期日
 - 七 放送事項
 - 八 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要
- 3 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 4 第一項の認定（協会又は学園の基幹放送の業務その他総務省令で定める特別な基幹放送の業務に係るものを除く。）の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。第九十六条第一項の認定の更新（地上基幹放送の業務に係るものに限る。）の申請についても、同様とする。
- 5 前項の期間は、一月を下らない範囲内で申請に係る基幹放送において使用する周波数ごとに定める期間（地上基幹放送において使用する周波数にあつては、その周波数を使用する基幹放送局に係る電波法第六条第七項 の公示の期間と同一の期間）とし、前項の規定による期間の公示は、基幹放送の種類及び放送対象地域その他認定の申請に資する事項を併せ行うものとする。

（指定事項及び認定証）

第九十四条 前条第一項の認定は、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を指定して行う。

- 一 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称
 - 二 放送対象地域
 - 三 基幹放送に係る周波数
- 2 総務大臣は、前条第一項の認定をしたときは、認定証を交付する。
- 3 認定証には、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を記載しなければならない。
- 一 認定の年月日及び認定の番号
 - 二 認定を受けた者の氏名又は名称
 - 三 基幹放送の種類
 - 四 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称
 - 五 放送対象地域
 - 六 基幹放送に係る周波数
 - 七 放送事項

（業務の廃止）

第一百条 認定基幹放送事業者は、その業務を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（認定証の返納）

第一百零二条 第九十三条第一項の認定がその効力を失つたときは、認定基幹放送事業者であつた者は、一箇月以内にその認定証を返納しなければならない。

（電波監理審議会への諮問）

第一百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

- 一 （略）
- 二 第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第八項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第九項（実施基準の認可）、同条第十四項（任意的業務の認可）、第二十二條（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第六十四条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一条第一項（収支予算等の認可）、第八十五条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六条第一項（放送の廃止又は休

止の認可)、第八十九条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第九十三条第一項(基幹放送の業務の認定)、第九十六条第一項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第九十七条第一項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第一百六条の三第一項(経営基盤強化計画の認定)、第一百二十条(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第一百四十一条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第一百五十六条第一項、第二項若しくは第四項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第一百五十九条第一項(認定放送持株会社に関する認定)又は第一百六十七条第一項(センターの指定)の規定による処分

三～五 (略)

○放送法施行規則（抄）

（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

（認定の申請）

第六十一条 基幹放送の業務の認定の申請は、次の各号に掲げる基幹放送の区分に応じ、当該各号に定める項目ごとに行わなければならない。

一 （略）

二 衛星基幹放送 放送の種類ごと、希望する人工衛星の軌道又は位置ごと、かつ、希望する一の周波数（一の周波数を使用して二以上の放送番組を放送をする場合にあつては、放送をする一の放送番組）ごと

三 （略）

（申請書）

第六十四条 法第九十三条第二項に規定する申請書の様式は、別表第六号に掲げるとおりとする。

（添付書類等）

第六十五条 法第九十三条第三項の事業計画書の様式は別表第七号に掲げるとおりとし、同項の事業収支見積書の様式は別表第八号に掲げるとおりとする。

2 法第九十三条第三項の総務省令で定める書類は、別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力及び別表第十号の様式による基幹放送の業務に用いられる設備等の工事に係る費用（地上基幹放送の場合に限る。）とする。

（不適法な申請書等）

第六十七条 基幹放送の業務の認定の申請書又は添付書類が不適法（違式な記載を含む。）なものであると認めるときは申請者に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。

2 前項の規定は、法及びこれに基づく省令の規定に基づいて行う基幹放送の業務の認定以外の基幹放送の業務に関する申請の場合に準用する。

（申請手続の簡略）

第六十八条 同一人が行う二以上の衛星基幹放送の業務の認定の申請は、その申請を同時に行う場合限り、希望する人工衛星の軌道又は位置ごと及び希望する周波数の一ごとに、同時に申請しようとする衛星基幹放送の業務に係る放送の種類及び放送番組の数を明示した一の申請書並びに各衛星基幹放送の業務に係る添付書類を提出することによつて行うことができる。

（認定等の拒否の通知）

第六十九条 基幹放送の業務の認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

2 前項の規定は、法及びこれに基づく省令の規定に基づいて行う基幹放送の業務の認定以外の基幹放送の業務に関する申請についての拒否の場合に準用する。

（認定の際に指定する周波数の表示）

第七十条 広帯域伝送方式（デジタル放送の標準方式第五章第二節又は第六章第三節に定める広帯域伝送方式をいう。以下同じ。）又は高度広帯域伝送方式（デジタル放送の標準方式第五章第三節又は第六章第五節に定める高度広帯域伝送方式をいう。以下同じ。）（以下「広帯域伝送方式等」という。）による衛星基幹放送の業務に係る法第九十四条第一項第三号の規定による周波数の指定に際しては、次に掲げる事項を指定する。ただし、第八号から第十一号までに掲げる事項についてはテレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務の場合、第十二号に掲げる事項については超高精細度テレビジョン放送に係る試験放送を行う場合であつて、二以上の者により一の周波数を一定時間ずつ使用するとき限り指定するものとする。

一 中央の周波数

二 伝送方式（広帯域伝送方式又は高度広帯域伝送方式の別）

三 一秒におけるシンボル数又は一秒における基準シンボル数（使用するシンボル数が瞬間ごとに変

動する場合において、基準となるシンボル数をいう。以下同じ。)

四 補完放送(電波法施行規則第二条第一項第二十八号の九に規定する補完放送をいう。以下同じ。)の方法(補完放送を行う場合に限る。)

五 スロットの番号

六 搬送波の変調の方式

七 誤り訂正内符号の符号化率

八 一の映像の符号化される映像信号の走査方式及び一の映像の走査線数

九 一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数

十 一の映像の符号化された映像信号のフレーム周波数(デジタル放送の標準方式第四条第一項の規定により符号化される映像信号に限る。)

十一 一の映像の符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数

十二 放送時間帯

2~4 (略)

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中央の周波数 基幹放送局が放送番組の放送に使用する周波数帯の中央の周波数をいう。

二 スロット 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十三条第一項に規定するスロットをいい、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第六十条第一項に規定するスロットをいう。

三 搬送波の変調の方式 次のイ又はロに掲げる基幹放送の区分に応じて、当該イ又はロに定める方式をいう。

イ 衛星基幹放送 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十二条第二項に規定する変調の形式、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十九条第二項に規定する変調の形式

ロ (略)

四 誤り訂正内符号の符号化率 次のイ又はロに掲げる基幹放送の区分に応じて、当該イ又はロに定める符号化率をいう。

イ 衛星基幹放送 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第五十三条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第六十条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率

ロ (略)

(様式等)

第七十一条 法第九十四条第二項の認定証の様式は、別表第十一号で定める。

2 前条第一項の規定は、広帯域伝送方式等による放送を行う衛星基幹放送の業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用する。

3・4 (略)

(事業計画書の公表等)

第七十二条 総務大臣は、第六十四条の申請書(第七十四条第一項、第七十八条第一項及び第七十九条第一項の申請書並びに第七十七条及び第八十六条第一項の規定による届出書を含む。)及び第六十五条第一項の事業計画書(第七十四条第一項、第七十六条第一項、第七十八条第一項第七号及び第七十九条第一項第六号の事業計画並びに第八十六条第一項の規定により提出された書類を含む。)に記載された事項のうち、特に公表することが適当であるものを告示する。

2 総務大臣は、前項の規定により告示した事項について、インターネットの利用その他の方法により公表する。

(基幹放送の業務の開始等の届出)

第七十三条 法第九十五条第一項の規定による業務の開始の届出は、別表第十二号の様式により行うものとする。

2 法第九十五条第二項の規定による業務の休止の届出は、別表第十三号の様式により行うものとする。

3 法第百条の規定による業務の廃止の届出は、別表第十四号の様式により行うものとする。

○基幹放送普及計画（抄）

（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条の二第五項の規定に基づき、放送普及基本計画を次のとおり告示する。

第1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

我が国の基幹放送は、全国的普及を義務付けられている日本放送協会（以下「協会」という。）、大学教育のための放送を行う放送大学学園法（平成14年法律第156号）第3条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）及び原則として地域社会を基盤として基幹放送を行う協会及び学園以外の基幹放送事業者（以下「民間基幹放送事業者」という。）により行うこととされている。このような体制の下で、基幹放送が国民に最大限に普及されてその効用をもたらすとともに健全な民主主義の発達に資するためには、基幹放送に関する技術の発達、需要の動向、地域の諸事情等を踏まえるとともに、各種放送メディアの特性並びに協会、学園及び民間基幹放送事業者の特質が十分発揮されるようにし、また、基幹放送による情報の多元的な提供及び地域性の確保並びに地域間における基幹放送の普及の均衡に適切に配慮しつつ、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図ることが必要である。

このため、次のとおり、指針及び基本的事項を定める。

1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針

(1) 国内放送の普及

ア (略)

イ 衛星基幹放送

衛星基幹放送については、高精細度テレビジョン放送又は標準テレビジョン放送にあつては右旋円偏波（電波の伝搬の方向に向かって電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。）の電波の周波数、超高精細度テレビジョン放送にあつては左旋円偏波（円偏波のうち、右旋円偏波以外のものをいう。以下同じ。）の電波の周波数を使用して放送を行うことを基本として、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上基幹放送及び有線一般放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

民間基幹放送事業者の衛星基幹放送については、技術動向を踏まえ、高精細度テレビジョン放送及び超高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、それぞれの特性を生かした放送を行うこと。また、衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送以外の放送については、当該放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮すること。

ウ (略)

(2)～(4) (略)

2 基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための指針

(1) (略)

(2) 衛星基幹放送の業務については、原則として、一の者によって行われ、又は支配される衛星基幹放送の業務に係る伝送容量を制限し、できるだけ多くの者に対し衛星基幹放送を行う機会を開放する。

また、デジタル技術の活用による高画質化及び同一周波数帯における放送可能な番組数の増大と、それにより可能となる新しいサービスの可能性に十分配慮する。

(3)・(4) (略)

3 (略)

第2 放送法第93条第1項第5号に規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合（特定地上基幹放送事業者の場合にあつては、電波法第7条第2項第4号ハに規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合）

1 「基幹放送普及計画に適合すること」に関しては、次の要件に該当すること。

(1) 放送法第106条第1項の規定に基づき、放送番組の相互の間の調和を保つこと（総合放送を行うものに限る。）。

- (2) 放送法第106条第2項の規定に基づき、教育番組の編集及び放送に当たって、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにすること(この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠すること。)
- (3) 放送法第108条の規定に基づき、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をすること。
- (4) 放送法第109条の規定に基づき、学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めないこと。
- (5) 放送法第110条の規定に基づき、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結しないこと。
- (6)・(7) (略)

2 (略)

第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数(衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあっては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数)の目標

1 総則

- (1)・(2) (略)
- (3) 次のいずれかに該当する基幹放送については、当該基幹放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘案し、個別に必要な基幹放送が実施できるよう措置するものとする。
 - ア～エ (略)
 - オ 衛星基幹放送(次のいずれかに該当する基幹放送を除く。)
 - (ア) 協会又は学園の衛星基幹放送
 - (イ) 高精細度テレビジョン放送
 - (ウ) 超高精細度テレビジョン放送

カ (略)

2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標

(1)・(2) (略)

(3) 衛星基幹放送

ア・イ (略)

ウ 民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

基幹放送の区分	放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
超高精細度テレビジョン放送	全国	18程度 (注1)(注2)(注3)
超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送	全国	43程度～65程度(注4)(注5)

(注1) 1の周波数を放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する衛星基幹放送の場合にあっては2分割、放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送の場合にあっては3分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。

(注2) 右旋円偏波の電波の周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送に2の周波数を使用するときは、21程度とする。

(注3) 右旋円偏波の電波の周波数を使用する放送の放送番組の数は、このうち2程度とする。ただし、右旋円偏波の電波の周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送に2の周波数を使用するときは、右旋円偏波の電波の周波数を使用する放送の放送番組の数は、このうち5程度とする。

(注4) 1の周波数を2分割又は3分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音

声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。

(注5) 右旋円偏波の電波の周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送に2の周波数を使用するときは、41程度～62程度とする。

(4)・(5) (略)

○放送法関係審査基準

(平成二十三年総務省訓令第三十号)

放送法関係審査基準

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 地上基幹放送の業務の認定等(第3条・第4条)
- 第3章 衛星基幹放送の業務の認定等(第5条—第10条)
- 第3章の2 移動受信用地上基幹放送の業務の認定等(第10条の2—第10条の7)
- 第3章の3 経営基盤強化計画の認定等(第10条の8—第10条の11)
- 第4章 一般放送の業務の登録等(第11条—第14条)
- 第5章 受信障害区域における再放送(第15条・第16条)
- 第6章 認定放送持株会社の認定(第17条・第18条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、放送法(昭和25年法律第132号。以下「法」という。)第93条第1項の規定に基づく基幹放送の業務の認定(電波法(昭和25年法律第131号)第7条第2項に基づく特定地上基幹放送局の免許を含む。)及び法第97条第1項の規定に基づく放送事項等の変更許可、法第116条の3第1項の規定に基づく経営基盤強化計画の認定及び法第116条の4第1項の規定に基づく経営基盤強化計画の変更の認定、法第126条から第128条までの規定に基づく一般放送の業務の登録及び法第130条の規定に基づく一般放送の業務の変更登録、法第140条の規定に基づく受信障害区域における再放送並びに法第159条第2項(法第165条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づく認定放送持株会社の認定に係る審査基準を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において使用する用語の意義は、法及び放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号。以下「規則」という。)の定めるところによる。

第2章 地上基幹放送の業務の認定等

第3条～第4条 (略)

第3章 衛星基幹放送の業務の認定等

(趣旨)

第5条 法第93条第1項による衛星基幹放送の業務の認定及び第97条第1項による放送事項等の変更許可を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

(認定の基準)

第6条 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。

- (1) 衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。
基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)に基づき、基幹放送局の免許を受けた者において、現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数があり、申請に係る衛星基幹放送の業務を確実に実施できること。
また、二以上の衛星基幹放送事業者により一の周波数を一定時間ずつ使用する場合は、別紙1の2の基準に合致すること。
- (2) 衛星基幹放送の業務を維持するに足りる経理的基礎があること。
衛星基幹放送の業務が確実に開始され、かつ、継続的に運営されることを確保するため、経理的基礎が次に適合すること。
ア 事業開始までの所要資金の調達見通し

事業開始までに必要な資金の調達が可能であり、かつ、その方法が適正なものであること。

イ 事業開始後の継続性

事業収支見積りにについては、各年度ごとに費用が適正に算出され、収入は合理的な予測を基に算出された内容のものであって、事業開始後において継続的な運営を確保するための資金計画に妥当性があること。

(3) 衛星基幹放送事業者の業務を維持するに足る技術的能力は、次に適合するものであること。

ア 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が法第111条第1項に定める技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務(以下この章において「設備維持業務」という。)を確実に実施するため、適正に要員を配置することや緊急時の連絡体制が整備されていること。

イ 設備維持業務に従事する者が当該業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していること。

(4) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備は、次の要件に適合するものであること。

ア 法第111条第2項第1号の規定による設備の損壊又は故障に対する措置については、規則第104条から第115条まで及び第122条の規定に従い、別添1に掲げる対策が講じられていること。

イ 法第111条第2項第2号の規定による衛星基幹放送の品質に対する措置は、別添2に掲げる送信の標準方式に適合するものであること。

(5) 法第93条第1項第4号及び自由享有基準に規定する要件に適合していること。

この場合において自由享有基準第4条の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1又は3分の1を超える議決権を有しているか否かの判定は、次のアからウまでの議決権を合算して行うものとする。

ア 一の者の名義に係る議決権

イ 一の者が自己の計算により議決権を有する場合であって、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なるときにおける当該議決権

ウ 一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合における当該議決権

(6) 認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

別紙2の基準に合致すること。

(7) 当該業務を行おうとする者が、法第93条第1項第6号イからルまで(ホを除く。)の各規定に該当しないこと。

(認定の基準の特例)

第6条の2 (略)

(優先順位)

第7条 衛星基幹放送の業務に関し第6条(1)から(7)までに適合する衛星基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足する場合には、別紙3の基準により比較審査を行うものとする。この場合において、次に掲げる周波数ごとに審査を行うものとする。

(1) 放送衛星業務用の周波数(国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数を使用して行われる衛星基幹放送に使用される周波数をいう。以下同じ。)(右旋円偏波(基幹放送普及計画第1の1(1)イに規定する右旋円偏波をいう。以下同じ。))の電波の周波数に限る。)

(2) 放送衛星業務用の周波数(左旋円偏波(基幹放送普及計画第1の1(1)イに規定する左旋円偏波をいう。以下同じ。))の電波の周波数に限る。)

(3) 放送衛星業務用の周波数以外の周波数(国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数を使用して行われる衛星基幹放送以外の衛星基幹放送に使用される周波数をいう。以下同じ。)(右旋円偏波の電波の周波数に限る。)

(4) 放送衛星業務用の周波数以外の周波数(左旋円偏波の電波の周波数に限る。)

(認定の際の指定事項の指定の方法)

第8条 指定事項(法第94条第1項各号に掲げる事項(規則第70条の規定に基づき併せて指定することとされている事項を含む。)をいう。以下同じ。)の指定の際には、申請者が希望する指定事項をそのまま指定するものとする。ただし、電波の公平かつ能率的な利用並びに衛星基幹放送の普及及び健全な発達の観点から、当該希望する指定事項をそのまま指定して認定を行うことが困難な場合であつて、申請者から書面による同意を得たときは、職権により、当該指定事項以外の指定事項を指定するものとする。

(放送事項の変更許可の基準)

第9条 (略)

(資料の提出)

第10条 この章に規定する審査を行うに当たって必要があると認めるときは、申請者に対し、追加資料の提出を求めるものとする。

第3章の2～第6章

第10条の2～第18条 (略)

附 則 (略)

別紙1(第3条関係) (略)

別紙1の2(第6条関係) (略)

別紙2(第6条及び第10条の3関係)

第6条(6)又は第10条の3(7)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

記

- 1 その業務の認定を受けようとする者(以下別紙2において「申請者」という。)が確実にその事業の計画を実施することができること。
- 2 その放送番組の編集は、次に掲げる事項に適合するものでなければならない。
 - (1) 公安及び善良な風俗を害しないこと。特に、放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、当該番組の視聴契約に際し、視聴者が視聴可能年齢以上であることを確認した上で視聴契約を締結するとともに、ペアレンタルロック等の青少年保護措置を講ずるものであること。
 - (2) 政治的に公平であること。
 - (3) 報道は、事実を曲げないですること。
 - (4) 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。
- 3 教育的効果を目的とする放送を専ら行う者であるときは、次に掲げるところに合致するものであること。
 - (1) 一週間の放送時間(補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送の放送番組と超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組のそれぞれの放送時間)において、教育番組の放送時間がその50%以上を占めるものであること。
 - (2) 学校教育のための放送又は社会教育のための放送の分量及び配列が当該放送の意図する効果をもたらすために適切なものであること。
 - (3) (1)に規定する放送以外の放送を行うときは、その内容、分量、及び配列が(1)に規定する放送を行うことに支障を与えないものであり、かつ、その放送の効果を阻害しないものであること。
- 4 臨時かつ一時の目的のための放送を専ら行うときは、その放送番組は、当該目的の達成のために必要な範囲内のものであること。
- 5 テレビジョン放送を行う放送事業者は、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるものであること。
- 6 申請者(法第8条に規定する放送を専ら行う基幹放送の業務の申請者を除く。)は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準を定め、かつ、その基準に従って放送番組の編集及び放送を行うものであること。
- 7 放送番組の編集の基準を定め、又は変更した場合には、法第5条第2項の規定により、これを公表するものであること。
- 8 申請者は、法第6条第1項に規定する審議機関を設置するものであること。
- 9 教育番組については、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにするものであること。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するものであること。
- 10 学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めるものでないこと。
- 11 その業務(衛星基幹放送試験局を用いて行う衛星基幹放送の業務を除く。)は、毎日放送を行うものであること。
- 12 申請者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結するものでないこと。
- 13 内外放送を行う場合には、放送を通じた国際的な文化交流及び相互理解の増進が図られるものであること。
- 14 申請者は災害に関する放送を行うものであること。
- 15 超短波放送又はテレビジョン放送による基幹放送の業務の認定に当たっては、補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像が主であると認められるものであること。

- 16 放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン(平成29年総務省告示第159号)を遵守するための体制の整備が図られるものであること。
- 17 有料放送を行う場合は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結をしようとする際に当該役務の提供を受けようとする者に対し当該役務の料金その他提供条件の概要を説明するための体制並びに有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者(当該役務の提供を受けようとする者を含む。)からの苦情及び問い合わせを適切かつ迅速に処理するための体制の整備が図られるものであること。
- 18・19 (略)

別紙3(第7条関係)

衛星基幹放送の業務に関し、衛星基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、次に掲げる基準により比較審査を行うものとする。

- 1 認定を受けるべき衛星基幹放送の業務の順位は、次に掲げる順序による。
 - (1) (略)
 - (2) 高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務
 - (3) 標準テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務
 - (4)・(5) (略)
- 2 上記1の審査において同順位となった二以上の申請について更に審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものを優先するものとする。
 - (1) 広告放送の割合
一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが放送事項に明確に記載されていること。
 - (2) 青少年の保護
成人向け番組を含む放送を行わないことが放送事項に明確に記載されていること。
 - (3) 字幕番組の充実
字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合が5割以上であることが事業計画書に明確に記載されていること。
※ 「字幕付与可能な放送番組」とは、次に掲げる放送番組を除く全ての放送番組をいう。以下同じ。
ア 技術的に字幕を付与することができない番組(例：現在のところ、複数人が同時に会話を行う生放送番組)
イ 外国語の番組
ウ 大部分が器楽演奏の音楽番組
エ 権利処理上の理由等により字幕を付与することができない番組
 - (4) 放送番組の高画質性
超高精細度テレビジョン放送を行う場合であって、一部の時間帯において超高精細度テレビジョン放送(当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組を放送するものに限る。以下この(4)において「特定超高精細度テレビジョン放送」という。)以外の超高精細度テレビジョン放送を行うときは、特定超高精細度テレビジョン放送以外の超高精細度テレビジョン放送を受信する者が特定超高精細度テレビジョン放送以外の超高精細度テレビジョン放送であることを明らかに識別することができるようにするための措置(以下「超高精細度テレビジョン放送識別措置」という。)を講ずることが放送事項に明確に記載されていること。
高精細度テレビジョン放送を行う場合は、一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。)に係る放送時間の占める割合が5割以上であることが放送事項に明確に記載されていること。
- 3 上記2の審査において同順位となった二以上の申請について更に比較審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとする。
 - (1) 事業計画の確実性
次に掲げる事項その他事業計画の確実性を総合的に勘案し、より業務の維持が確実な事業計画を有するものであること。
ア 事業開始までの資金調達の適正性及び確実性
イ 事業開始後の収入及び費用の算出根拠の適正性及び収入の確実性
 - (2) 事業者の多様性
認定を受けようとする者が、申請の際、衛星基幹放送事業者でないこと。
 - (3) 放送番組の多様性
衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送以外の放送については、当該放送全体として、放送番組の分野の特定分野への偏り及び放送番組の内容の他の放送番組の内容との重複の程度等を勘案し、より放送番組の多様性の確保に資するものであること。

(4) 広告放送の割合

一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが放送事項に明確に記載されていること。

(5) 青少年の保護

成人向け番組を含む放送を行わないことが放送事項に明確に記載されており、かつ、放送番組についてより充実した青少年保護措置を講ずるものであること。

(6) 字幕番組等の充実

字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合がより高いこと。また、解説付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における解説を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合がより高いこと。

(7) 放送番組の高画質性

超高精細度テレビジョン放送を行う場合は、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における超高精細度テレビジョン放送（当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組を放送するものに限る。以下この(7)において同じ。）に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、超高精細度テレビジョン放送をより確実に行うことが可能な体制があること。

高精細度テレビジョン放送を行う場合は、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。）に係る放送時間の占める割合がより高いこと。

(8) 災害に関する放送の実施

災害に関する放送の実施体制がより充実したものであること。

(9) 放送番組の視聴需要

放送番組について、視聴者の需要がより高いものであること。

(10) 周波数の有効利用

使用するトランスポンダ数がより効率的であること。

(11) 放送の能率的な普及

認定後、できるだけ早期の業務開始が予定された計画であり、遅くとも、当該認定の有効期間内に業務開始が予定されていること。

4～6 (略)

7 B S放送（超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送に限る。以下同じ。）であって、右旋円偏波の電波の周波数を使用するものに係る業務の認定に際しては、上記1から3（(11)を除く。以下この7において同じ。）までに掲げる基準によるほか、以下によること。

(1) B S放送に係る衛星基幹放送の業務の認定の審査については、上記2に掲げる基準のいずれにも適合する申請のうち、B S放送の既存の放送番組の画質の向上を目的とする、使用するトランスポンダ数が0.25である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係るものであって、申請者が、申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として当該申請者のB S放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務（高精細度テレビジョン放送を行うものを除く。）を当該認定の日から起算して3年を経過する日までに廃止する旨を届け出ているものに係るトランスポンダ数が0.125以上のものを優先するものとする。

(2) 上記3の「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査については、上記3（9）の基準への適合性がより高い申請を優先するものとする（上記3に掲げる各基準への適合の度合いが総合的に同程度となる場合に限る。）。

8 (略)

別紙4（第10条の4関係） (略)

（別添1～3 略）